

平成 27 年 7 月 16 日

小高区地域協議会説明資料(小高病院事務課)

介護型療養病床から医療型療養病床への転換について**1. 「介護型療養病床」の権利利益継続の経過**

- ・小高病院の療養型病床群 51 床のうち 21 床は、介護保険制度の開始と合わせて、平成 12 年 4 月 1 日から「介護型療養病床（介護保険が適用となるベッド）」の指定を受けている。
- ・介護保険法の改正（平成 18 年 6 月 21 日公布）等により平成 30 年 3 月で医療機関に指定されている「介護型療養病床」は、廃止される。
- ・全国の「介護型療養病床」を持つ医療機関は、施設の指定更新期限の平成 24 年 3 月までに次の 3 つのいずれかの対応を選択し、国に対し届出を提出することになっていた。
 - ① 介護型療養病床を廃止し、病床を減らす
 - ② 病院施設自体を介護老人保健施設へ転換する
 - ③ 介護型療養病床を医療型療養病床に転換する
- ・小高病院は、東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原発の事故による被災医療機関という特殊事情があるため、国では平成 23 年 12 月 2 日から半年ごとにこれまで 8 回の政令をその都度公布し、この権利利益手続の延長措置を講じてきたが、平成 27 年 8 月 31 日をもってこの措置も終了することとしている。

2. 市としての方針

- ・小高病院では、「地域医療在り方検討委員会」や「市立病院運営審議会」等の協議を踏まえ、介護型療養病床を医療型療養病床に転換することとした。
- ・医療型療養病床に転換することで、小高病院の病床合計 99 床は継続して保持できることとなる。
- ・市議会には 7 月 2 日に報告を行った。7 月末に国へ病床転換の届出を行う。

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十一号

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三十二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。
本則中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三